

令和7年度

山田山国有林外森林整備事業（造林・保護）外2

閲覧図書

入札日時 令和7年4月18日 14時00分

【閲覧図書内容】

- ①入札者注意書
- ②契約書（案）
- ③可分事業内訳書
- ④作業仕様書
- ⑤位置図
- ⑥契約情報の公表様式

注：その他必要事項は、入札公告及び入札説明書を確認すること。

滋賀森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書

- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

森林整備事業外 2 請負契約書（案）

収 入
印 紙

- 1 事業名 山田山国有林外森林整備事業（造林・保護）外 2
- 2 事業場所 滋賀県 高島市 マキノ町 山田山国有林 511 ろ林小班
 滋賀県 犬上郡 多賀町 八ツ尾山国有林 87 リ林小班外
 滋賀県 米原市 奥伊吹国有林 1032 い林小班
- 3 事業量 カシノナガキイムシ駆除(伐倒くみ蒸処理) 4.69 m³
 下刈 1.97 ha
 境界線刈払い 407 m
 本数調整伐 33.70 ha
 丸太筋工 100 m
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
 令和 7 年 11 月 28 日まで
 ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙 2 可分事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額 金 円也）
 [注] 「取引に係る消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方消費税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので請負金額に 10/110 を乗じて得た額である。
 （ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
 （適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

摘要削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品	第 15 条
	部分払 回以内	第 38 条
×	前払金 分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前払金	第 35 条第 3 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

7 支給材料及び貸与物品

品名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定日
該当無し				

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しは禁止する。
- (3) 採用された技術提案については、請負者は履行するものとする。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (5) 契約約款第38条第1項は、別紙2可分事業内訳書の作業種毎に適用するものとする。
- (6) 下刈折損の損害賠償については、別紙3のとおり。
- (7) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (8) 特記仕様書については別紙4、別紙5及び別紙6のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月6日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 滋賀県大津市瀬田3丁目40番18号
分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名

の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第 1 条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為した場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 3 条 乙は、第 1 条の各号及び第 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再

請負人を含む。)受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可分事業内訳書

森林事務所	作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	林齢	数量	摘要
高島	カシノナガキクイムシ 駆除(伐倒くん蒸処理)	自 契約締結の翌日 至 令和 7年 6月20日	山田山511ろ	1		4.69m ³	30本
	計					4.69m ³	
大滝	下刈	自 令和 7年 6月 2日 至 令和 7年11月28日	ハツ尾山87り	1	6	0.75ha	全刈・ 1回刈
			ハツ尾山88ぬ	2	6	1.22ha	全刈・ 1回刈
	計					1.97ha	
	境界線刈払い	自 令和 7年 8月 4日 至 令和 7年 9月26日	ハツ尾山87り外	1		407m	
	計					407m	
	本数調整伐	自 契約締結の翌日 至 令和 7年11月28日	奥伊吹1032い	1		33.70ha	小班面積 47.01haのうち 13.31ha(広葉 樹・沢敷等) 除地有
	計					33.70ha	
	丸太筋工	自 契約締結の翌日 至 令和 7年11月28日	奥伊吹1032い	1		100m	
計					100m		

下刈切損の損害賠償

1. 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
2. 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
3. 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

4. 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
5. 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

作業仕様書総則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
3. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
4. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
5. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

特記仕様書

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

1. 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
2. アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県を行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸処理）特記仕様書

（被害木の表示）

1. 被害木は、ナンバーテープおよび白テープ環状一線巻にて表示されている。

（伐倒作業等）

2. 伐採及び玉切作業の処理は国有林内で行うこと。
3. 道路付近における集積後の転落防止措置は、集積高を低くしたり転落止めに生立木を利用したりするなど特に注意すること。
4. 道路付近での伐倒・集積作業にあたっては、必要に応じて道路等に人員を配置し通行の安全に配慮すること。
5. 山田山 511 林班ろ小班内については「希少個体群保護林」であることから、伐倒・集積・地ならしに当たっては、下層植生に注意し、近隣に湿原植物がある場合は、監督職員の指示を受けること。
また、伐採処理木を高く集積したり、一箇所に集積したりしないようにすること。

（その他）

6. 歩道付近での集積はできるだけ避けるとともに、やむを得ない場合は監督職員の確認を受け、処理木を整然とした状態に集積し環境に配慮すること。
7. 伐倒木の倒し込み、集積木の転落等により第三者に被害を与えた場合は、請負者の責任において補償すること。

カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸処理）仕様書

1. 被害木の表示を十分確認すること。
2. 薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
3. 薬剤散布の対象は、根株・樹幹部分及び末木枝条とし、もれのないよう散布すること。
4. 降雨中、降雨直後及び薬剤散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
5. 散布に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。
なお、監督職員の立会がなかった場合は散布後速やかに監督職員に届け出て、散布の確認を受けること。
6. 請負者は、事業日報に薬剤の使用量並びに処理数量（材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。
7. 請負者は、薬剤の使用を予定している最初の日までに、「農薬使用計画書」を最寄りの農政局（地域センター）に届出をすること。

（伐倒作業）

8. 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
伐倒に当たっては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
9. 樹幹、末木枝条は原則として薬剤処理に有効な長さ 50cm 程度に玉切ること。
10. 玉切り処理木及び根株には、チェーンソーで深さ 5～10cm 程度のノコ目を入れること。〔図－2・図－3 参照〕

（地ならし・集積）

11. 伐倒した箇所の付近にあらかじめ地ならし（2 m²程度）を行い、樹幹、末木枝条を程度集積すること。
地ならしの際は、くん蒸シートが破れないように地表部の灌木や突起物を処理しておくこと。

（薬剤くん蒸処理）

12. 薬剤使用量は、被覆内容積 1 m³（材積 0.6 m³程度）当り原液 1.0ℓ とする。
13. 集積した樹幹、末木枝条及び根株に薬剤処理後、くん蒸用シートですばやく梱包し、ガムテープで密閉するとともに、くん蒸用シートに薬剤処理したことを表示すること。シートは密封を保つため裾を土石等で押えること。〔図－1 参照〕

14. 急傾斜地等により転落のおそれがある箇所でやむを得ず梱包を行う場合には、転落防止策を講じること。

(くん蒸用シートの撤去)

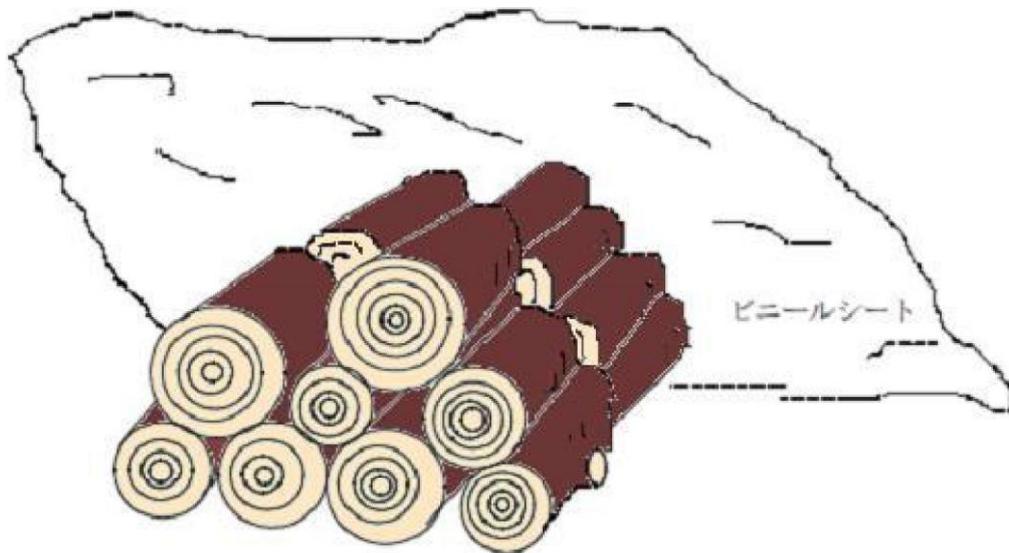
15. 14 日以上くん蒸後、監督職員の確認を受けた後で、くん蒸用シートを撤去すること。

16. 撤去したくん蒸用シートは産業廃棄物として適正に処理し、それを証明する書類の写しを監督職員に提出すること。

17. その他必要事項については監督職員の指示によること。

[図-1] 被害木のビニール梱包

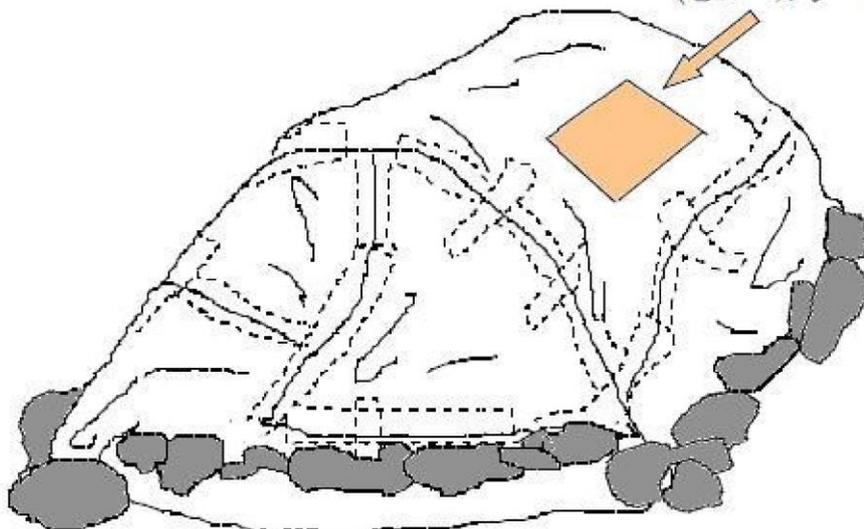
地表の地ならし後、玉切りした被害木を集積し、被害木全体をビニールシートで覆えるように準備した後、薬剤処理し、ビニールシートを被せる。



ガムテープを使用しビニールシートで被害木を密封する。
薬剤処理の表示を見やすい箇所に行く。

※ 薬剤処理の表示

(ビニールシートに同封又は貼付)

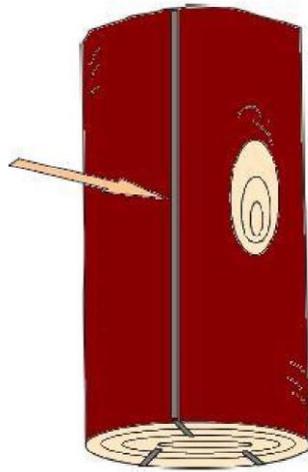


注意事項

- (1) 急傾斜地など転落の恐れがある場所でやむを得ずビニール梱包を行う場合には、転落防止対策を講じること。
- (2) 薬剤が抜けないように周囲の土石等を用いビニールシートを密封する。
- (3) 枝条等でシートを破らないよう注意すること。

[図-2] 被害木（樹幹-枝条部分）への薬剤注入孔
（上方より見た場合）

※ チェーンソーのノコ目
深さ5cm~10cm程度

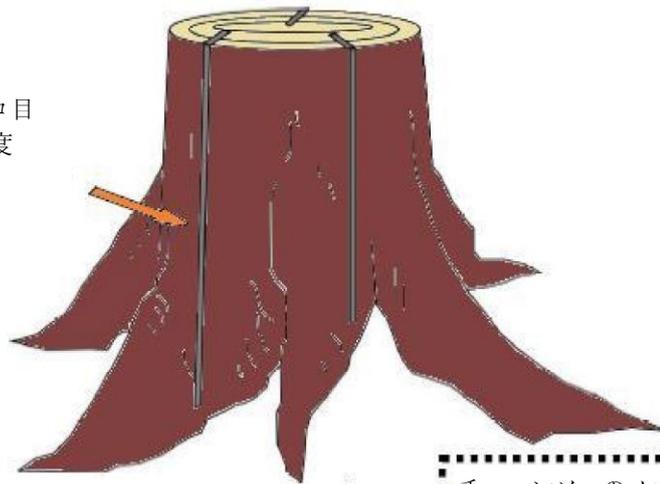


チェーンソーのコノ目	
14cmまで	不要
14~40cm	2本
40cm以上	3本を目安とする

[図-3] 被害木（根株）への薬剤注入孔

<根株高が高い場合>

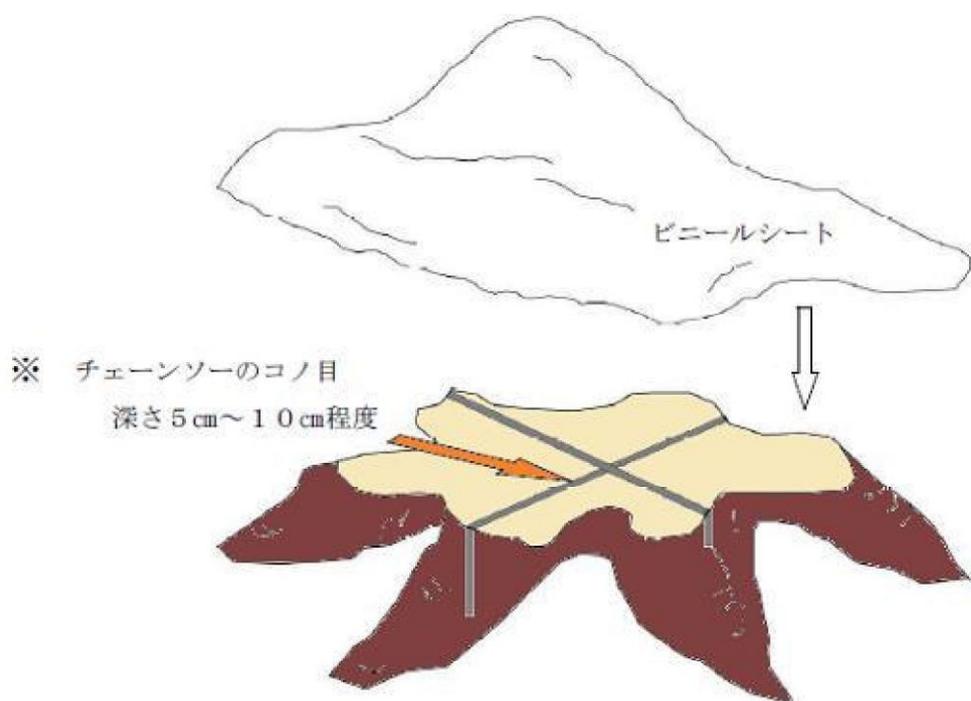
※ チェーンソーのノコ目
深さ5cm~10cm程度



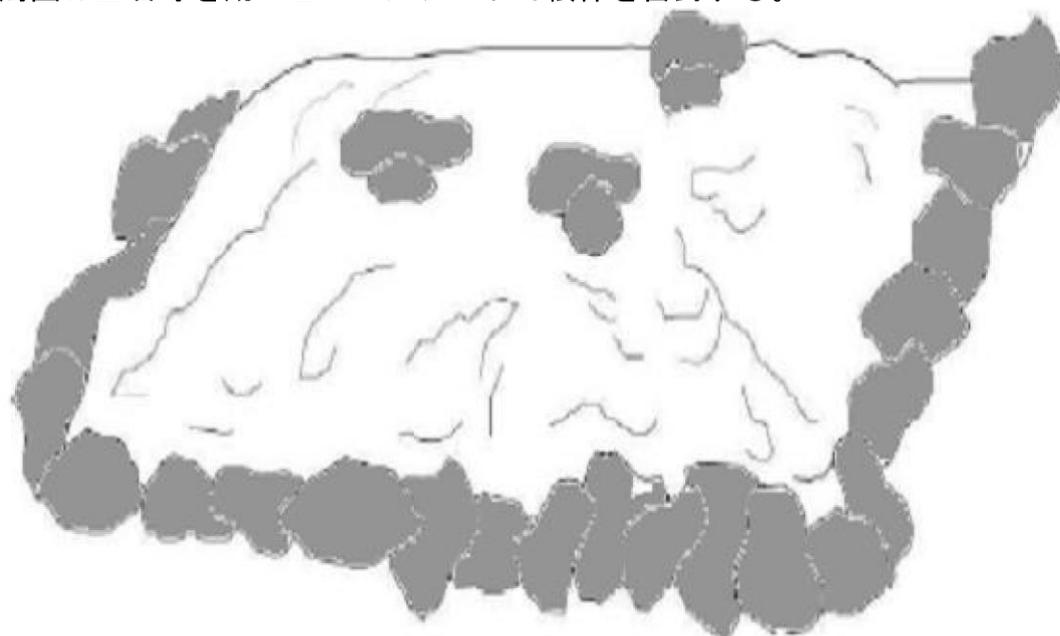
チェーンソーのノコ目	
14cmまで	不要
14~40cm	2本
40cm以上	3本を目安とする

<根株高が低い場合>

根株の切高を極力低くし、薬剤注入後ビニールシートを被せる。



周囲の土石等を用いビニールシートで根株を密封する。



カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸処理）
薬剤等購入仕様書

1. 購入薬剤

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 農薬の用途 | くん蒸用薬剤 |
| (2) 農薬の種類 | カーバム剤又はカーバムナトリウム塩液剤 |
| (3) 適用木名 | カシ・ナラ（枯損木） |
| (4) 適用病虫害名 | カシノナガキクイムシ |
| (5) 薬剤数量 | 10ℓ 以上 |

2. くん蒸用シート

- | | |
|--------|--------------------------|
| (1) 材質 | 低密度ポリエチレン（LDPE） |
| (2) 規格 | 0.1mm×4m×3.6m
色は指定しない |
| (3) 数量 | 17枚以上 |

3. 布テープ（梱包・表示用）

- | | |
|---------|-------------------------|
| (1) 材質 | スフモス |
| (2) 耐荷重 | 重梱包用 |
| (3) 規格 | 幅 50mm×25m以上
色は指定しない |
| (4) 数量 | 4巻以上 |

4. 注意事項

- (1) 農林水産省農薬登録済みの薬剤及び1から3に記載している品質・特性を有した物品を購入すること。
- (2) 薬剤・材料は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤・材料の輸送にあつたては、破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督職員の指示によること。

別紙様式(監督職員経由)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 殿

報告者 住所
氏名

作業記録報告書

令和 年 月 日に契約した山田山国有林外森林整備事業(造林・保護)外2について、作業を完了したので下記のとおり報告します。

1. 契約に定める駆除作業の内容(別紙2「可分事業内訳書のとおり」)

2. 作業記録

作業の内容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	概要
被害木の伐倒 (枝払い及び玉切りも含む)		令和 年 月 日から 令和 年 月 日		m ³		
被害木のくん蒸 (樹幹及び末木枝条)		令和 年 月 日から 令和 年 月 日		m ³		
被害木のくん蒸 (根株)		令和 年 月 日から 令和 年 月 日		m ³		

(注) 実施した全作業について○を付し、それぞれの欄に記入する。

駆除実施者の欄は報告者が行った場合のみ記入する。

実施した全作業の記録写真を添付する。

摘要欄には、薬剤散布に監督職員が一部又は全部立ち会った年月日等、参考事項を記入する。

下刈仕様書 (全刈)

(刈払上の注意等)

1. 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
2. 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
3. ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
4. 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

境界線刈払い仕様書

(総則)

1. 作業実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他法律の定めるところに従い、違反しないこと。
2. 作業地の火災防止に万全の措置を講じ、失火しないよう注意すること。

(刈払箇所)

3. 境界線刈払箇所は位置図の箇所とするが、現場状況により不明確な場合は、監督職員の指示によることとする。

(刈払実施要領)

4. 刈払作業について、国有林境界線を確認のうえ、境界線から国有林側に幅 1 m 程度を刈払うこと。現場状況により作業困難な場合は、監督職員の指示を受けること。
5. 刈払作業後の雑草等の処理について、民地側に転落しないよう措置を講じること。
6. 刈払作業後の雑草等の処理について、持出しが必要な場合、監督職員と協議すること。
7. 刈払作業箇所の状況により交通誘導員を配置することとし、必要に応じて石等の飛翔防止措置を講じること。

(その他)

8. 作業実施に係る車両の駐車場所について、事前に監督職員と調整すること。
9. 作業実施に際し、作業地周辺住民に作業内容等を周知、若しくは説明すること。
この場合、事前に監督職員と調整し、指示を受けること。
10. 作業内容により道路占有許可を得る必要がある場合は法令等に従い許可を得ること。
11. 請負者は、請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合、請負者の責任において対応すること。この場合、都度監督職員に状況を報告すること。
12. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

本数調整伐仕様書

(間伐対象木の表示、伐採率等)

1. 標準地（黄テープ環状二本線）内については、白テープ環状一本線により印付けしている。

また、林小班（記番）毎の伐採率の目安は下表に示すとおり。

国有林	林小班	本数率		材積率		備考
		スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	
奥伊吹	1032 い	28%	36%	23%	28%	

(天然更新木の保残)

2. 造林木の中に点在又は群状に混交する天然更新木は、造林木の生育に支障とならない場合は保残する。

(伐倒作業)

3. 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。

(その他)

4. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

丸太筋工特記仕様書

(施工区域)

1. 事業箇所位置図のとおりとする。

ただし、地形や林況・植生等により施工箇所の変更を行う場合もある。変更時は監督職員の指示した区域へ施工すること。

また、施工困難な箇所がある場合は監督職員と協議の上、承認を受けた後、施工区域を変更する。

(施工方法)

2. 施工方法については、別紙「丸太筋工標準図」の規格・基準を満たすものであること。監督職員の指示がある場合は、この限りではない。

(実施記録)

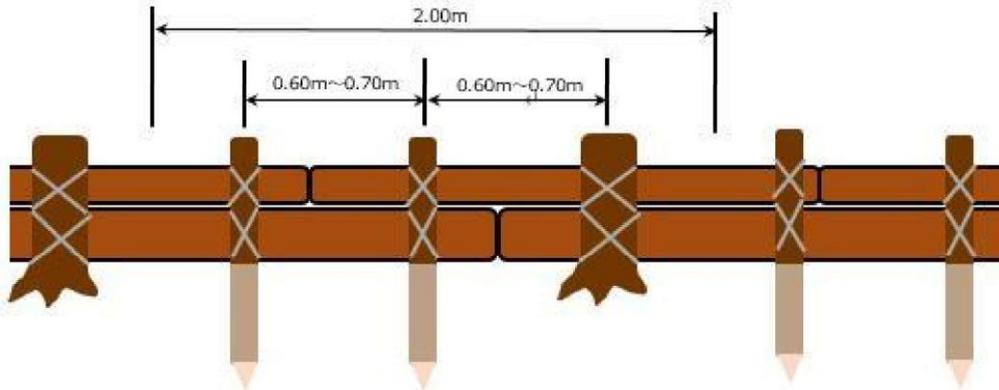
3. 請負者は、事業日報(記録写真を含む)等及び出来高図を作成し、事業実行内容及び施工位置、数量を明確に記入すること。

(その他)

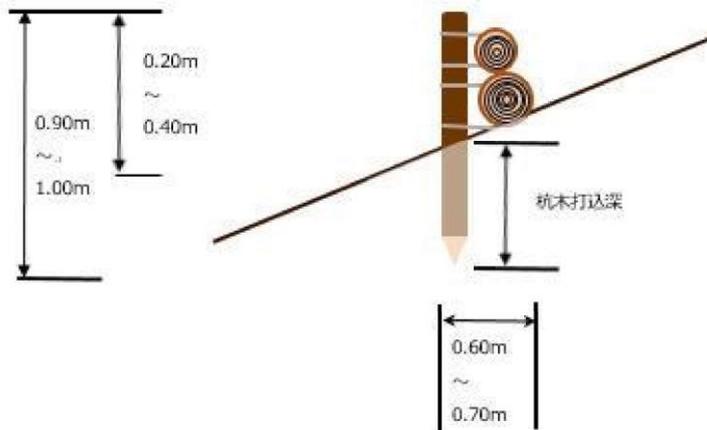
4. その他必要な事項または不明な点については、監督職員の指示を受けること。

丸太筋工標準図

正面図



断面図



※杭木打込深は、杭木の長さの1/2以上とする。

資材管理表 (10 m 当たり)

名称	規格	数量	備考
横木	L=2.00m 末口φ10~20cm	10本(0.45 m ³)	本数調整伐の伐倒木 1本当たり 0.045 m ³
杭木	L=0.80~1.00m 末口φ10~20cm	10本(0.08 m ³)	本数調整伐の伐倒木 1本当たり 0.008 m ³
切株	本数調整伐の切株を利用	5株	本数調整伐の切株
鉄線	12#,なまし	50m(2.08kg)	杭1本 結束2箇所 1箇所当たり 1.50m 株1株 結束2箇所 1箇所当たり 2.00m

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員 殿

請負者

現場代理人

事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日(曜日)			時 分	天 候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職 種	
	連絡先					経験年数		
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。